◆「令和5年度ふるさと・きずな維持・再生支援事業」

【趣旨】本事業は、東日本大震災による原子力災害に係る本県の風評払拭の取組や震災を契機とした本県の復興支援の取組又は本県の復興・被災者支援を行うNPO法人等の取組をサポートする中間支援活動を行うNPO法人等を支援し、NPO法人等によるきめ細やかな復興支援活動等の継続的な実施を通じて、本県のきずなの維持・再生を図ることを目的としています。

【URL】<u>https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11055a/kizuna-r5.html</u> 【応募期間】令和5年3月20日(月)から令和5年4月10日(月)17時(必着) 【応募対象】

- (1) 本事業の支援対象者は、次に掲げるNPO等とします。
- ① 当県において復興支援に取り組むNPO等
- ② 原子力災害に係る当県の風評対策に取り組むNPO等
- ③ 当県の復興・被災者支援を行うNPO等への支援に取り組むNPO等

【応募資格】

- ア. 震災を契機とした当県の復興支援活動(対象地域:県内)
- イ. 原子力災害に係る当県の風評払拭活動(対象地域:県内外)
- ウ. 当県の復興・被災者支援を行うNPO等の取組をノウハウや情報の提供等によりサポートする中間支援活動(対象地域:県内外)

【助成金額】

- •補助金額
- 1事業ごとの補助金額の上限額は1,000 万円、下限額は概ね 100 万円とします。ただし、平成28 年度以降、本事業において、補助を受けたことのある実施主体の上限は900 万円とします。
- ・補助率

補助率は9/10を上限に、補助金の額は補助対象経費に補助率を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とします。

【お問い合わせ先】

文化振興課 県民活動担当

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

Tel: 024-521-7179 Fax: 024-521-5677 メールでのお問い合わせはこちら:

https://www.pref.fukushima.lg.jp/form/detail.php?sec_sec1=44&inq=02&lif_id=678880&check